

柳川市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和6年1月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

令和5年度(12月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

建設部(建設課、都市計画課、国土調査課)、上下水道課

3 監査の実施期間

令和5年12月1日から令和5年12月28日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和5年4月1日から令和5年10月31日まで(令和5年度分)

令和4年11月1日から令和5年5月31日まで(令和4年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

浦 川 和 久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《建設部》

(建設課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和4年11月25日に職員が旅行命令権者の命令を受けずに、大牟田市へ公用車を使用し旅行をしている。

(契約事務)

ア 下記契約について、予定価格が10万円以上200万円未満であるため予定価格の設定権者は部長となるが、課長により設定されている。

- ・市営蒲池立石団地植木剪定業務委託契約
- ・市営団地消防用設備等点検業務委託契約（蒲池立石団地他）
- ・市営団地消防用設備等点検業務委託契約（中山団地他）
- ・市営住宅遊具保守点検業務委託契約
- ・市営団地貯水槽清掃及び一般水質検査業務委託契約
- ・広幅モノクロ複合機パフォーマンス契約

イ 下記契約について、契約金額が10万円以上200万円未満であるため契約締結起案文書の決裁権者は部長となるが、課長により決裁されている。

- ・市営団地消防用設備等点検業務委託契約（蒲池立石団地他）
- ・市営団地消防用設備等点検業務委託契約（中山団地他）

(その他)

ア 市営住宅入居手続きについて、市営住宅管理条例第11条第1項第1号に規定する連帯保証人の要件を満たさない者を連帯保証人としているものがある。（前年度指摘事項）

【注意事項】

ア 市営団地消防用設備等点検業務委託契約について、見積状況調書の予定価格欄に設計金額を記載している。

イ 物品購入事務について、下記のものがある。

- ・検査日や納入確認日が、納品書の日付より前になっている。
- ・契約締結伺書の起案日や決裁日が、見積書の日付より前になっている。

ウ 令和4年11月7日から令和5年10月31日までの公用車運転日誌（1台分）に、課長印の押印がない。

(都市計画課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 三橋町高畑公園の不動産貸借契約書について、契約日令和5年4月1日の契約書に同年6月20日の不動産登記事項証明書が製本されている。

(その他)

ア 令和5年5月2日申請の公園利用（占有）許可申請書及び公園使用料等減免申請書について不備のまま許可している。

- ・公園利用（占有）許可申請書に申請者の押印がない。また、目的欄は空欄で場所及び面積欄に目的を誤記している。
- ・公園利用等減免申請書に申請者の押印がなく、場所及び面積欄が空欄である。

イ 下記契約の作業実績報告について、柳川市文書管理規程に基づく収受処理（供覧）が行われていない。

- ・駅前広場清掃業務委託契約
- ・遊歩道清掃業務委託契約（柳川市民文化会館北側及び御花南側遊歩道）
- ・遊歩道清掃業務委託契約（伝習館北側遊歩道）

【注意事項】

ア 旅行命令（依頼）書について、特別承認事項の該当がないものに部長の承認印を押しているものがある。

イ 老朽危険家屋等除却促進事業補助金（令和5年度基幹事業No.6）について、相続関係者等の確認前に補助金交付決定を起案している。

ウ 公用車運転日誌について、使用の記入がない行に課長印を押印しているものがある。

エ 屋外広告物（更新）許可申請書類について、下記のものがある。

- ・申請書が消せるペンで書かれている。
- ・申請に係る書類（申請書や自主点検報告書、変更届）に届け出日の記入がない。
- ・看板設置使用承諾書の看板設置者や設置場所、承諾日の記入がない。

(国土調査課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和5年11月8日から9日までの那覇市への旅行は、旅行命令権者でない者により命令されている。

(契約事務)

ア 複合機レンタル契約について、予定価格の設定が行われていない。

イ 下記の契約について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

- ・柳川市大和町豊原地内国土（地籍）調査業務委託に係る境界標の購入契約
- ・複合機レンタル契約

ウ 市有地売買契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

【注意事項】

ア 道路占用許可の際に不服申立てに係る教示を行っていない。

《上下水道課》

－水道事業－

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和4年12月14日から16日までの福岡市への旅行について、自家用車使用の承認事項を旅行命令権者でない者が承認している。また、宿泊料金の計算が誤っている。

(契約事務)

ア 下記単価契約については、債務負担行為を設定している契約や長期継続契約が適用できる契約ではないが、年度開始前の令和5年3月27日に契約を締結している。

- ・除草等業務委託契約
- ・水道メーター購入契約
- ・次亜塩素酸ナトリウム購入契約

【注意事項】

ア 矢加部配水場他電気計装設備保守点検業務委託契約について、契約約款で照査技術者は管理技術者を兼ねることができないとしているが、業務着手届では同一人となっている。また、第一種電気工事士の資格を確認できる書類が添付されていない。

イ 上水道施設（管路）台帳管理システムデータ修正業務委託契約について、業務委託に伴う受託業者社員の身分証明証の発行日が起案文書の決裁日より前になっている。

ウ 次亜注入設備保守点検業務委託契約について、徴取された見積書の日付が記入されていない。

エ 公用車運転日誌に使用者氏名の記入がないものがある。

一下水道事業一

【指摘事項】

(支出事務)

ア 支出負担行為書及び食糧費支出伺書について、決裁権者の押印がないものがある。

(契約事務)

ア 汚水幹線管渠内テレビカメラ調査業務委託契約について、委託契約ではない様式の契約書を使用している。また、契約書に貼付された収入印紙の額が誤っている。

(その他)

ア カラーマンホール蓋購入にあたり、予算の定めがない各項間の予算を流用し、予算を執行している。

イ 矢留ポンプ場建設予定地の土地に係る行政財産使用許可について、市長決裁を受けることなく、課長決裁により許可されている。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、決裁区分の誤りや予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理にあたっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努めるとともに、契約書等の内容についても十分に確認をされたい。